

特定個人情報保護評価の再実施について（予防接種に関する事務）

1 予防接種に関する事務の概要

予防接種は各種の病原体に対して免疫を持たない感受性者への免疫付与あるいは、免疫の増強効果を目的に行われるもので、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症のまん延予防、感染症の排除・根絶を目的とし、予防接種法に基づき、各自治体が予防接種事務を実施している。市民の接種歴は市町村において台帳管理することになっており、本市では予防接種台帳システムにて管理している。

予防接種においては、制度上、対象者の確認及び接種履歴や未接種者の把握のため、特定個人情報を取り扱う必要がある。

保健医療・衛生システム（予防接種台帳システム）…システム概要図は別紙1のとおり

2 評価書の主な変更点

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務の追加

(2) 予防接種法による新型コロナウイルスワクチン接種事務の追加

※両者の違いについて

(1) については、特定個人情報番号88番として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項に基づく予防接種が対象であり、令和3年6月にデータ標準レイアウトが示され、本市ではシステム改修後に情報連携が可能となる。

(2) については、予防接種法附則第7条第1項第2項の規定により同法第6条第1項の臨時接種とみなして実施している。また、事業のスケジュール等の理由から実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することは困難であることから、国により特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となりうるものとされ、すでに後述のワクチン接種記録システム（VRS）について令和3年4月12日より使用を開始している。なお、当該予防接種に関する情報については、令和4年6月のデータ標準レイアウトの改版の際に、特定個人情報番号84番に追加され、情報提供ネットワークによる情報連携が開始される予定である。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種について

(1) 事務の概要等

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることがないよう、住民に対して実施する予防接種について定められており、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」等に基づき、緊急かつ可能な限り多くの国民にワクチンを接種することされている。今後、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行事務を実施する必要が生じる。

既存の予防接種に関する事務では対象人数は約18万人で、重点項目評価を実施していたところであるが、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種では、対象人数を本市の総人口約97.8万人（令和3年8月1日時点）かつ2回接種を想定していることから、今回、全項目評価を実施するものである。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に係る評価書の主な変更点

ア 事務内容の追加

個人番号を使う既存の予防接種対象者ファイル（対象人数：約18万人）に新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報を追加し、特定個人情報の提供を行う。

また、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を中間サーバーへ登録し、以下の事務において、特定個人情報を利用する。

- ①住民基本台帳をもとに予防接種対象者の選定
- ②予防接種実施結果の登録
- ③照会申請による予防接種履歴の照会
- ④交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票発行等
- ⑤予防接種により健康被害が生じた場合の給付金等の支給

イ 特定個人情報を取り扱うシステム・委託事項等

上記アに伴い、特定個人情報を取り扱うシステム等評価書における各項目に新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する内容を追加する。

4 千葉市における新型コロナウイルスワクチン接種について

(1) 事務の概要等

新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、ワクチン接種を希望する市民にワクチン接種を実施する。

ア 対象者 約90万3千人（千葉市に住民票がある接種日時時点で12歳以上の者）

イ 接種体制（令和4年2月4日現在）

個別接種	約370か所
集団接種	6か所

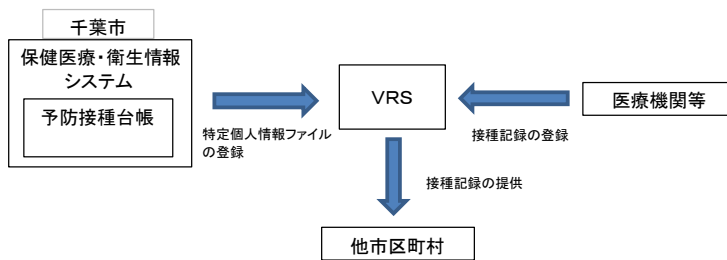
ウ 接種状況（令和4年2月2日現在） ※VRS登録データによる

	1回目		2回目		3回目	
	接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率
65歳以上	241,749人	94.98%	240,463人	94.48%	34,392人	13.51%
全年代	777,325人	79.75%	769,816人	78.98%	62,447人	6.41%

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に係るワクチン接種記録システム

（VRS：Vaccination Record System）について ※別紙2参照

千葉市における従来の仕組み（予防接種台帳システム）では、接種情報をデータ化するまでに2～3か月を要するところであるが、全国の市区町村で共通のシステムである「ワクチン接種記録システム（VRS）」を利用し、接種会場（市区町村、医療機関、企業等）にて接種情報を登録することで、登録後すぐに情報を参照できるため、転出入時等の接種データ参照や住民の求めに応じた接種証明の発行等円滑な対応が可能となる。



※登録されたデータは国が提供したクラウド上に保管され、管理者は市区町村であるとともに、接種券を発行した市区町村でのみ確認が可能

(3) VRSに登録されるデータ

接種者情報	マイナンバー、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報（氏名、生年月日、性別）
接種記録	自治体コード、接種券番号、接種状況（実施／未実施）、接種回（1回目／2回目）
情報	接種日、ワクチンのメーカー、ロット番号

(4) 情報提供ネットワークシステムとの接続について

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する情報は、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版の際に、特定個人情報番号84番（予防接種に関する情報）に追加され、情報提供ネットワークシステムによる連携が開始される予定である。（対象人数：全住民）

(5) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る評価書の主な変更点

ア 事務内容の追加

個人番号を使う既存の予防接種に関する事務に加え、新型コロナウイルスワクチンの接種記録の管理等を行うため、新たに以下の取扱いを追加する。

- ①新型コロナウイルスワクチンの接種記録を特定個人情報ファイルとして取り扱うこと
- ②保健医療・衛生情報システムからVRSへの特定個人情報の登録
- ③VRSを利用したワクチン接種記録の管理及び他市区町村との接種記録の照会・提供
- ④VRSに登録された接種情報を利用した新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付

イ 特定個人情報を取り扱うシステム・委託事項等の追加

上記アに伴い、特定個人情報保護評価書における各項目に、VRSに関する内容を追加。